

令和5年度第1回 神戸市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時：令和5年7月6日（木） 14時00分～16時40分

場所：神戸市役所1号館24階 1241会議室

1. 開会

- ・今回の協議会については、個人情報に当たらない部分については、議事要旨をホームページ上で公開する。

2. 議題

(1) 登録申請案件の協議について（更新4件、新規1件）

- ・事務局より更新申請の概要について説明
- ・質疑応答

【個別協議】

① 特定非営利活動法人 ポプリ

[法人との質疑応答]

(委員) 運行管理者は常勤者で常に事務所にいるのか。

(法人) はい。

(委員) 乗車前と乗車後のアルコール検査は実施しているのか。

(法人) 実施している。

(委員) 車は2台あるのに、会員は3人しかいない。継続は難しいのでは。

(法人) 利用者が少ないので、いずれやめていく方向になると思う。

(委員) 車体に貼ってある標章の文字は、一番小さい文字でも5cm四方あるのか。

(法人) あると思う。

(法人) 前回の更新時、新しい登録証が届いたのは有効期間が切れる寸前だった。

届出等の事務手続をすべてメールで済ませることはできないのか。

(委員) 従前より郵送でも受け付けているが、登録証の発行については監理部長

が押印するので、メールではやり取りできない。申請書が提出されていけば、有効期限が切れても「みなし更新」という形で取り扱う。

〔協議結果〕 特定非営利活動法人ポプリについては、登録台数に関して変更事項届出書の提出、更新登録申請書の修正、事故処理連絡体制の追記を付帯条件として、協議が調ったものとする。

② 特定非営利活動法人 薫風

〔法人との質疑応答〕

（委員）登録車両のステッカーの文字は、一文字当たり縦横 5 cmあるのか。

（法人）基準どおりに作成しているので、あるはずだ。

（委員）運行管理者は、ずっと事務所にいるのか。

（法人）支援に出かけることがあるので、いない時もある。

（委員）何か事故でもあれば、誰が対応するのか。

（法人）運行管理者が不在の時は、常駐している運行管理代行者が対応する。

（委員）登録運転者の違反はすぐに把握し、個別に指導はしたのか。

（法人）はい。嚴重注意の上、安全運転の教材で再度学習させた。

〔協議結果〕 特定非営利活動法人薫風については、更新登録申請書の修正と事故処理連絡体制の追記を付帯条件として協議が調ったものとする。

③ 神戸医療生活協同組合

〔法人との質疑応答〕

（委員）運送の対価以外の対価で、「車イスの貸し出し料金 1回 300円」とあるが、この金額設定の根拠は。

（法人）購入する車イス1台の減価償却を考えるともう少し高くてもよいが、利用者の経済的負担を考慮し、300円に設定した。

（委員）300円というのが実費の範囲内であり妥当であるということ、事務局

へ説明していただきたい。

(法人) 分かりました。

(委員) 「運送しようとする旅客の範囲」で、「ロ.精神障害者、ハ.知的障害者」にも○がついているが、現時点ではない。実際にロとハに該当する人が現れたら、その時に変更していただきたい。

(法人) はい。

(委員) 70歳以上の適齢診断だが、受けさせればいいのではなく、今後は受けた結果についてどう指導したのか記録してもらいたい。

[協議結果] 神戸医療生活協同組合については、更新登録申請書の修正と事故処理連絡体制の追記を付帯条件として協議が調ったものとする。

④ 特定非営利活動法人 ぱれっと

[法人との質疑応答]

(委員) 「旅客の名簿」で、利用者全員の入会年月日が去年の7月1日となっているが、その時から福祉有償運送を始めたということか。

(法人) はい。登録後も運営しておらず、去年の7月から始動した。

(委員) 定款に記載の福祉タクシー事業は、福祉有償運送と同時に運営できない。

(法人) はい。昨年はコロナの影響により、総会で定款変更の協議をすることができなかった。現在、市の地域活性課に定款の変更申請中である。

(委員) 定款の中で、福祉有償運送が道路運送法第80条第1項となっているが、第79条の2である。条項はよく変わるので、定款に入れる必要はない。

(委員) 運転者11人中6人に交通違反がある。何か対策はしているのか。

(法人) 安全運転管理者への報告、事故報告書あるいは始末書の提出をさせ、指導するが、プライベート時の事故までは踏み込めていない。年に3回、職員会議と職員研修を行っている。

(委員) 次回は、違反者のいない状態で申請できるように努力してもらいたい。

(法人) はい。

(委員) 運行管理責任者と代行者がともに不在になることはないか。

(法人) 基本的にない。

[協議結果] 特定非営利活動法人ぱれっとについては、定款の変更、更新登録申請書の修正、事故処理連絡体制の追記を付帯条件として協議が調ったものとする。

⑤ 一般社団法人TOKOWAKA

[法人との質疑応答]

(委員) 旅客から収受する対価一覧で、時間制にした理由は。

(法人) 1回で利用する距離を走行し、時間を計測した上で、20分に設定した。

(委員) 旅客の名簿で、身体障害者の方2人が、どのような障害なのか伺いたい。

(法人) 2人とも人工補助心臓を装着し、ケーブルが体外に出ている状態である。

(委員) 身体障害者については、人工透析患者以外はセダン車で対応できない。

セダン車1台で福祉有償運送を行う場合、この2人は対象にならない。

(法人) はい。許可が下りなければ、運送できないことは利用者に伝えている。

(委員) 運輸局としては、この2人に関して一旦内部で検討した上で判断したい。

(委員) 定款に記載の福祉タクシーは、福祉有償運送と同時にはできない。

(法人) 立上げ時にどちらか決めかねたので、取り敢えず両方載せただけである。

(委員) 運行管理の体制が運転者2人では、指揮命令系統や事故対応が心配だ。

事務所には他に補助者として連絡係を置いた方がよい。

(法人) 分かりました。

[協議結果] 一般社団法人TOKOWAKAについては、更新登録申請書の修正と事故処理連絡体制の追記を付帯条件とし、運輸局の判断をもって協議が調ったものとする。

3. 閉会

次回の協議会の開催は、令和6年4～5月頃を予定している。